



金沢市公報

号外第30号

平成16年(2004年)8月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
公営企業告示 公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	1

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成16年8月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成16年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上第5土地区画整理事業地の一部
 - (2) 無量寺町、湊1丁目、湊2丁目、東蚊爪町、東蚊爪町1丁目、福久町、八田町、松寺町、吉原町、寺中町、金石本町及び普正寺町のそれぞれ一部
 - (3) 専光寺町、佐奇森町、米泉町及び八日市1丁目のそれぞれ一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成16年(2004年)8月1日 印刷
平成16年(2004年)8月1日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鋸4丁目166番地
石川県金沢市玉鋸4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄